

(平成21年4月15日報道資料抜粹)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|--------------------------------|------|
| (1) 年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 10 件 |
| 国民年金関係 | 3 件 |
| 厚生年金関係 | 7 件 |
| (2) 年金記録の訂正を不要と判断したもの | 23 件 |
| 国民年金関係 | 6 件 |
| 厚生年金関係 | 17 件 |

三重国民年金 事案 568

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 3 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 38 年 3 月から 47 年 3 月まで
国民年金保険料については、記憶は明確でないが、最初は集金に来てもらっていた。国民年金保険料は、私が妻の分と一緒に払っており、申立期間について、私だけ納付していないということは納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は、昭和 47 年 10 月に夫婦連番で払い出されており、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の妻も、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人及びその妻の国民年金保険料の納付状況をみると、納付日が確認できる昭和 59 年度から平成 15 年 2 月までの国民年金保険料は、いずれも夫婦が同一日に納付しているなど、基本的に申立人夫婦の納付行為は同一であると考えられるところ、申立人の妻は、昭和 50 年 2 月に第 2 回特例納付により、被保険者資格を取得した月から 47 年 3 月までの保険料を遡及して納付している。

さらに、申立人は、特例納付を行った時期等についての記憶は明確でないが、市の国民年金被保険者名簿によると、申立人及びその妻共に、第 2 回特例納付による催告を行った旨の記載がある上、申立人の妻が特例納付を行っていること、申立人が納付したとする金額についても、おおむね二人分の特例納付を行った場合の金額に近似していること等を踏まえると、申立人が市の催告を受け夫婦二人分の特例納付を行ったとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 569

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 20 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月まで

昭和 47 年 10 月に会社を退職したが、その後 2、3 年後に町役場から厚生年金保険期間に継続して国民年金に加入できる旨の手紙をもらったので、妻が同町役場で加入手続を行い、その後、国民年金保険料の未納分について、役場か銀行ですべて納付したと思う。

当時事業は順調で、その後も妻と二人分の保険料を納付しており、国民年金基金にも加入していた。その後事業が不振になり、平成 11 年に免除申請を行うまで納付していた。妻は結婚後すぐに任意加入しており、申立期間も納付済みとなっている。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した 2、3 年後である昭和 49 年又は 50 年ごろに国民年金に加入し、国民年金保険料もそのころに納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は 50 年に払い出されている上、申立期間直前の 47 年 11 月から 48 年 3 月までの保険料は第 2 回特例納付（昭和 49 年 1 月から 50 年 12 月まで実施）により納付されていること等から、申立内容は基本的に信用できる。

また、申立人は、申立期間直後の昭和 49 年度の国民年金保険料を過年度納付しているが、納付日は特定できないものの、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された 50 年度以降の保険料は現年度納付されていることから、過年度保険料は上記特例納付と同時期に納付されたと考えるのが自然であり、過年度納付は時効期限の早い月の分から行うことが一般的であることや申立期間が 12 か月と短期間であること等を踏まえると、申立期間の保険料のみ納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 570

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和10年生

住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から同年11月まで

昭和36年7月あるいは同年8月に、役場からの勧めで国民年金に加入した覚えがあるが、なぜか記録上は同年12月18日の加入となっている。その後、47年に、国民年金制度の開始当初からの国民年金保険料を納付できると役場の人に勧められ、保険料を納付した。36年4月から同年7月までの保険料1,800円を納付したことを見出す47年5月18日付けの領収書も持っているので、調べてほしい。

また、その時納付した保険料を今還付すると言われても、当時は貨幣価値が違うから困る。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月から同年7月までの国民年金保険料として1,800円が納付されたことを示す47年5月18日付けの領収印が押された「納付書・領収証書」を所持していることから、申立期間のうち、36年4月から同年7月までの期間については、特例納付により保険料を納付したことが確認できる。

また、申立人が所持している「納付書・領収証書」を見ると、同領収証書に記載された国民年金手帳記号番号が申立人のものと異なっていること等から、保険料を納付した記録が、申立人の年金記録に反映されなかった可能性も考えられる。

上記領収証書によって納付が確認できる期間は、任意加入対象期間であり、制度上、特例納付をすることはできないが、これが還付された事実は確認できず、申立人が当該期間の保険料相当額を納付し、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかであることから、被保険者となり得ないことを理由として保険料納付を認めないのは信義衡平の原則に反するものと考えられる。

一方、申立期間のうち、昭和36年8月から同年11月までの期間について

は、申立人は、その当時に国民年金保険料を納付した記憶が明確でない上、
47年に遡及納付を行った際にも納付した保険料は1,800円だけであると記憶
しており、上記領収証書のほかに納付された形跡は無い。

さらに、当該期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から同年7月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重厚生年金 事案 393

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 46 年 9 月 21 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、昭和 47 年 2 月 21 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は 4 万 8,000 円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 23 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 46 年 9 月 21 日から 47 年 2 月 21 日まで

昭和 45 年 12 月 10 日に A 社に入社し、入社時に厚生年金保険、健康保険及び雇用保険に加入した。同社と B 社が合併して「C 社」となり、私は D 社(現在は、E 社)の所属となった。48 年 1 月 21 日まで継続して勤務していたにもかかわらず、46 年 9 月 21 日から 47 年 2 月 21 日までの期間について厚生年金保険に加入していないということは納得できないので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険加入記録並びに E 社が保管している厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書及び厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から判断すると、申立人は申立期間に同社の関連会社である F 社で勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、上記の厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書及び厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、事業主は、申立人が主張する昭和 46 年 9 月 21 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、47 年 2 月 21 日に資格を喪失した旨の届出を行ったことが確認できる上、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者原票には、申立人が昭和 46 年 9 月 21 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、47 年 2 月 21 日に資格を喪失した旨の記載がある。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、上記の厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書及び厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書に記載された標準報酬月額及び社会保険事務所の記録から、4 万 8,000 円とすることが妥当である。

三重厚生年金 事案 394

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和39年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年12月31日から39年1月1日まで

私は、会社の命令で、B社からC社（後に、A社に社名変更）に移り、その後、A社の閉鎖に伴い、B社に戻った。同社に入社してから平成6年4月16日に退社するまで毎月給料を頂いた。そのため、厚生年金保険にも継続して加入しているものと思っていたが、1か月が抜け落ちていることが分かった。これは、当時の事務手続の不備によるもので、私の責任では無いと思うため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管しているA社及びB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、A社における資格喪失日は昭和38年12月31日、B社における資格取得日は39年1月1日となっており、申立期間の1か月間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

しかし、申立人の雇用保険加入記録及び複数の同僚の供述から、申立人は申立期間にも継続してA社で勤務していたことが確認できる。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号1番から40番まで（申立人を除く。）の加入記録によると、B社からA社、さらに同社からB社へ移籍している18人のうち、15人は加入記録が連続している上、A社からB社へ移籍し、厚生年金保険加入記録が連続している被保険者も多

数確認できるため、申立人については、適正な資格喪失日の届出がされなかったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る昭和38年10月の社会保険事務所の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人の申立期間における移籍に係る届出が適切に行われたとは考え難い上、事業主が資格喪失日を昭和39年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを38年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が昭和38年12月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 395

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていて認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和55年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和23年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年5月31日から同年6月1日まで

A社のB事業所からC事業所に転勤したときに、厚生年金保険加入期間に空白ができているのが納得できない。B事業所とC事業所は同じA社の事業所であり、あくまでも同一会社内の転勤である。空白期間ができるのは、雇用保険の受給資格者証の資格記録からみてもおかしい。B事業所における加入期間の資格喪失日を昭和55年5月31日から同年6月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した雇用保険受給資格者証、D健康保険組合(A社が所属している企業グループの健康保険組合)の健康保険加入記録及びE社(A社B事業所の関連会社)が保管している厚生年金保険に係る被保険者台帳から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和55年6月1日にA社B事業所から同社C事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B事業所に係る昭和54年8月の社会保険事務所の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、A社B事業所の被保険者台帳の資格喪失日が昭和55年5月31日から同年6月1日に訂正されていることを踏まえると、事業

主は申立人の厚生年金保険の資格喪失日を 55 年 5 月 31 日として届出を行つたものと考えられる。また、事業主が資格喪失日を 55 年 6 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 5 月 31 日と誤って記載することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 5 月分の保険料について納入の告知を行つておらず（社会保険事務所が納入の告知を行つたものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 396

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間①及び③に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

一方、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 23 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 9 月 1 日から 43 年 7 月 1 日まで

② 昭和 44 年 4 月 1 日から 44 年 8 月 1 日まで

③ 昭和 44 年 8 月 1 日から 45 年 11 月 1 日まで

私は申立期間①及び③について脱退手当金を受給したことになっているが、受給した記憶は無い。仮に請求したとすれば、申立期間①及び③以外の A 事業所の分もすべて請求するはずであり、申立期間①及び③のみ請求することなど考えられない。

また、申立期間②について、B 社に昭和 44 年 4 月 1 日より勤務していたが、同時期に入社した姉に厚生年金保険の加入記録があるのに、私の厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び③の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年 3 か月後の昭和 47 年 2 月 4 日に支給されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、昭和 43 年 8 月 30 日から 44 年 1 月 31 日までの被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、3 回の被保険者期間のうち、2 回目の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立

期間①及び③に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

一方、B社は昭和61年10月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、登記簿謄本による調査でも当時の役員等関係者の所在が判明しないため、申立人の申立期間②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人が記憶しているB社の同僚の連絡先は不明であり、申立期間②に同社に在籍していた複数の同僚に照会を試みたものの、他界している又は連絡先が不明であることなどから、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

さらに、申立期間②について、社会保険事務所が保管しているB社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、上記の被保険者原票によると、申立期間②中の昭和44年4月及び同年6月並びに申立期間②後の同年10月に厚生年金保険被保険者資格を取得した4人の同僚全員の資格取得届が同年10月に出されていることから、当時、B社では、同年4月から同年10月までに資格取得した従業員全員について同年10月に資格取得手続きを行ったものと推認される。一方、申立人については、同年10月の時点では既に退職(他事業所で勤務)していたことから、資格取得手続きが行われなかつたとも考えられる。

また、B社における申立人の雇用保険加入記録は無い上、このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 397

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていましたことが認められることから、申立人のA社B事務所における資格喪失日に係る記録を昭和38年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年3月16日から同年4月1日まで

昭和37年4月1日にA社へ入社し、平成15年6月1日まで転勤及び関連会社を含めて継続して勤務していた。昭和38年4月1日に同社の上部組織変更に伴い、同社B事務所C分室が同社D事業所E分室に変更され、所属は変わったが、仕事も机も変わっていない。その時の1か月間が厚生年金保険加入期間から欠落していることについては、納得できないので厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持しているA社の「退職金額計算内訳」(入退社日等を記載した資料)の写し及び同社が保管している「社会保険被保険者事項記録表」から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和38年4月1日にA社B事務所から同社D事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B事務所に係る昭和38年3月の資格喪失時の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人と同時期にA社の事務所(B事務所を含む。)等から同社D事業所に異動した7人

に申立人と同様の事象が見受けられ、当該転勤に係る届出が適切に行われたとは考え難いことから、事業主が昭和 38 年 3 月 16 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 398

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成9年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とする必要がある。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和48年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成9年5月31日から同年6月1日まで

私は、平成9年4月1日にA社に入社し現在に至るまで同社に勤務しているので、当然継続して厚生年金保険料を支払っていると思う。同年5月31日から同年6月1日までの加入記録が無いのは、会社の事務手続上の不具合で発生したものと思われる。

申立期間について厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管している申立人の賃金台帳に記載されている社会保険累計額から判断すると、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の賃金台帳の平成9年5月の記録から20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているものの、人事異動により平成9年6月1日付けで喪失とすべきところ、記載ミスにより同年5月31日付けで資格喪失の手続を行ったものと思われる旨回答している上、20年8月7日に社会保険事務所に資格喪失年月日訂正届を提出していることから、事業主が9年5月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重厚生年金 事案 399

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を 47 万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は昭和 63 年 8 月から平成元年 3 月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 17 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 63 年 8 月から平成元年 4 月 1 日まで

昭和 63 年 8 月に受け取った給与総額が 50 万円に上がっており、厚生年金保険料も同時に上がっているにもかかわらず、社会保険庁の記録では平成元年 3 月までは以前の標準報酬月額のままとなっている。当時の給与明細書もあるので、給与と厚生年金保険料が上がった昭和 63 年 8 月からの申立期間の標準報酬月額を厚生年金保険料に見合う 47 万円としてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している給与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（47 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間については、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出でおらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

三重国民年金 事案 571

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和22年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年5月から43年3月まで

申立期間当時、市役所から国民年金加入の案内が私あてに郵送されてきたため、父親が国民年金の加入手続を行ってくれたはずである。

国民年金保険料は、父親が定期的に納付していたので、申立期間について、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の父親が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の加入手続等を行ったとするその父親も他界しているため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和43年8月に払い出されているため、申立期間の国民年金保険料については、過年度納付によらなければ納付できないが、社会保険事務所の国民年金被保険者台帳（旧台帳）及び市の国民年金被保険者名簿共に、過年度納付が行われた形跡は無い。

さらに、申立人の両親の国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況をみると、申立人の両親の国民年金手帳記号番号は、国民年金制度が開始された直後の昭和36年7月に夫婦連番で払い出されているが、保険料については、約4年後の40年4月から納付を開始している上、申立人の国民年金への加入についても、その手続は、申立人の加入資格が生ずる日より1年以上経過した後であること等を踏まえると、必ずしも申立人の両親の納付意識は高かったとは考えられない。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらぬ。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 572

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年7月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和17年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年7月から40年3月まで

申立期間については、昭和40年3月初旬に市役所から国民年金保険料が未納であると通知を受け、母親から3,400円を借りて同月末に市役所に納付し、領収書をもらった。領収書は母親に渡したと思うが、母親は既に死亡しており確認できない。その後は給料から毎月納付したり3か月分をまとめて払ったりしていた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年3月9日に夫婦連番で払い出されているが、その時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立人は申立期間の国民年金保険料を昭和40年3月末に市役所で納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点から判断すると、申立期間は国民年金の未加入期間となることから、国民年金保険料を納付することはできず、申立内容に不合理な点が見られる。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 573

第1 委員会の結論

申立人の平成7年2月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成7年2月から同年12月まで

25年以上国民年金保険料を納めないと年金の受給資格が無いということを以前新聞で知ったので、妻が市役所に行き相談し、65歳まで加入ができると聞いたので、引き続き加入し銀行からの口座引き落しにする手続をしたが、2か月ほど経っても銀行口座から保険料の引き落しが無く、市役所に行ったら3か月分ほどの保険料を現金で納付するように言われ、翌日現金で保険料を市役所で納めたことがある。

途中で国民年金加入を止めて、また手続に行った覚えが無い。11か月分が未納とされているのは納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、60歳になった時に国民年金の高齢任意加入資格を取得し、65歳になるまで止めたことは無いと主張しているが、社会保険事務所において、申立人が当時居住していた市が平成6年8月及び8年1月に受け付けた高齢任意加入資格取得届を提出する際に添付される「公的年金加入等の状況申立書」が2通保管されている上、記録上、申立人が任意加入資格を喪失したとされている7年2月は、申立人の年金受給権が発生する月であることから、申立人が資格喪失の手続を行ったとしても不自然ではない。

さらに、申立人は、申立期間当時、申立人名義の銀行口座から申立人及びその妻の国民年金保険料を口座引き落しにしていたと主張しているが、銀行に照会したところ、申立期間については一人分の保険料に相当する額が引き落しされていることが確認でき、これは記録上、納付済みとなっている申立

人の妻の保険料とみるのが自然である。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。

三重国民年金 事案 574

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から45年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和15年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年10月から45年12月まで

昭和38年8月に子供を出産した後、同年10月にA社会保険事務所で国民年金に加入し、国民年金保険料については、B市の集金人に数か月分をまとめて納付していた。65歳の年金受給手続時に、C社会保険事務所において国民年金の加入期間を確認したところ、46年からの加入であるとのことであった。その後、38年か39年ごろの家計簿が見付かり、そこに年金200円と書いてあったので、再度国民年金の加入期間を調べてもらったが、領収書ではなかったため加入期間とは認められなかった。家計簿はその時処分してしまった。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年2月1日に申立人の夫と連番で払い出されており、国民年金の加入資格は、夫婦共に申立人の夫が45年10月から加入している厚生年金保険の被保険者資格を喪失した46年1月20日となっていることから、その時期に国民年金への加入手続が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は特例納付によるほかは時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無く、申立人自身も遡及して納付した記憶は無い。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 575

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年1月から42年3月まで
国民年金への加入は、国民年金制度発足時にA町役場に出向き、手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、私が自宅に来ていた集金人に払っていたので未納とされていることは納得できない。まとめて何か月分かを払った記憶は無い。夫は厚生年金保険に加入していたので私だけが加入了。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の現在の国民年金手帳記号番号は、昭和41年2月にA町において夫婦連番で払い出されており、42年4月以降の国民年金保険料については当該記号番号により納付されているところ、当該記号番号の払出時点から判断すると、申立期間の一部は時効により当該記号番号では保険料を納付することはできない上、申立人は、保険料をまとめて過年度納付した記憶も無い。

さらに、申立人の夫も、昭和41年2月に申立人と連番で払い出された国民年金手帳記号番号により、申立人と同様に42年4月以降の保険料を納付しており、申立人の夫が厚生年金保険被保険者資格を喪失した41年1月から42年3月までは未納となっている。

加えて、申立人には、昭和41年2月に払い出された国民年金手帳記号番号とは別の記号番号が35年11月にB町及びC市において払い出されているが、申立人は、これらの加入手続についての記憶が無い上、C市において払い出された記号番号は削除されており、B町において払い出された記号番号は48年6月に現在の記号番号に統合されているものの、A町への住所変更記録も無い。

など、社会保険事務所が保管している申立人の国民年金被保険者台帳（旧台帳）等を確認しても、申立期間について、当該記号番号により国民年金保険料が納付された形跡は無い。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付したことを行うかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 576

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から41年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年10月から41年7月まで
夫は、船主になったため船員保険に入れなくなり、国民年金に加入した。
私は、夫が船員保険に入れなくなることが決まっていたので、夫より一年ほど早く国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付を始めた。同じ状況の知人二人と話し合って3人で加入了。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和41年9月12日に払い出されており、市が保管している申立人の国民年金被保険者名簿によると、同年8月18日に任意加入した旨が記載されているが、これは社会保険庁の記録とも一致している上、申立人の夫の国民年金手帳記号番号は42年6月30日に払い出されていることから、申立人の記憶ともおおむね符合しており、申立期間について、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

さらに、申立期間は申立人の夫も、被用者年金制度に加入していない時期であり、本来国民年金の強制加入対象期間であるが、申立人は、申立期間当時、申立人の夫は船員保険に加入していたとしていることから、国民年金の加入手続の際に手違いが生じ、任意加入となった可能性も考えられる。このため、申立期間は、国民年金の未加入期間となっていることから、国民年金保険料を納付することはできない。

加えて、申立人は、加入手続の時期等についての記憶も不明確である上、申立人は、国民年金には知人二人と一緒に加入了としているが、調査の結果、一人は本人を特定できず加入時期は不明であるが、残る一人は、国民年金制度

発足と同時に加入しているため、申立内容に不合理な点がみられる。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 400

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 16 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 36 年 10 月 1 日から 39 年 1 月 26 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。しかし、私は昭和 35 年 6 月末に A 社 B 店（現在は、C 社）で臨時社員として雇用され、同年 11 月 5 日には正社員として厚生年金保険被保険者の資格を取得し、39 年 10 月 10 日まで一度も退職していない。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について C 社に照会したところ、当時の資料は何も残っていないため不明との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立期間及びその前後に A 社 B 店に在籍していた同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）に照会したところ、複数の同僚から、勤務時期は特定できないが申立期間当時申立人が同店で勤務していたとの供述があったものの、同店における当時の厚生年金保険適用に係る取扱い等についての関連資料や供述を得ることはできなかった上、申立人が記憶している同僚の一人については、社会保険事務所が保管している同店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票に当該同僚の氏名が無いことから、同店においては、勤務形態等に応じて厚生年金保険に加入させていたとも考えられる。

さらに、申立期間について、社会保険事務所が保管している A 社 B 店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票には、申立人の氏名は無く、記載内容に不合理な点は見られない。

加えて、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 401

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 29 年 5 月 30 日から 32 年 9 月 1 日まで
昭和 26 年 4 月 1 日に A 社に入社し、A 社は昭和 28 年 1 月 1 日に B 社と社名変更した。私は、入社より設計・営業に従事し、取締役、常務、専務、社長を経て会長を最後に平成 4 年 3 月 31 日に退職した。申立期間について、厚生年金保険の未加入期間となっているのは考えられない。厚生年金保険料もきちんと払っており、同社の在職証明書を添付するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された B 社発行の在職証明書及び同社から提出された労働者名簿により、申立人が申立期間に同社で継続して勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について B 社に照会したところ、上記の労働者名簿以外に当時の資料は残っていないため不明との回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、社会保険事務所が保管している B 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、同社が適用事業所となった昭和 28 年 9 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、29 年 5 月 30 日に資格喪失、32 年 9 月 1 日に別番号の厚生年金保険記号番号により被保険者資格を再取得しているが、記載内容に不合理な点は見られない上、同社から提出された上記の労働者名簿では、申立人は同年 9 月 1 日に付与された厚生年金保険記号番号により整理されている。

さらに、上記の B 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社

が適用事業所となった昭和 28 年 9 月 1 日に被保険者資格を取得した 34 人（申立人を含む。）のうち、29 年に 20 人（申立人及び申立人が記憶している同僚二人を含む。）が資格を喪失し、その後 32 年までに計 25 人が資格を喪失しているが、そのうち厚生年金保険加入記録が確認できた 23 人の加入状況を確認したところ、36 年までに 11 人（申立人を含む。）が同社において厚生年金保険に再加入している状況がみられる。

加えて、申立期間に B 社に在籍していた同僚のうち、連絡の取れた 3 人に照会したが、当時の同社における厚生年金保険適用に係る取扱い等についての供述等は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 402

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和26年3月から同年6月中ごろまで

昭和26年3月に高等学校を卒業し、A社B出張所に入社した。同社では4、5人が働いており、私は現場監督などの仕事をしていた。健康保険証をもらった記憶があるので厚生年金保険料も給与から控除されていたと思う。

申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、社会保険事務所が保管しているA社B出張所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、申立人が記憶している同期入社したとする同僚についても、同名簿に氏名は無い。

また、社会保険事務所の記録によると、A社B出張所は昭和27年5月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、同事業所の本社に申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管しているA社B出張所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている被保険者全員（10人）に照会を試みたが、このうち9人は他界、連絡先不明等のため連絡が取れず、連絡先が分かった一人についても、当時の記憶は不明確であり、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

加えて、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 403

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 33 年 12 月 1 日から 34 年 1 月 1 日まで
社会保険庁の記録によると、私の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和 33 年 12 月 1 日とされているが、実際の喪失日は 34 年 1 月 1 日であり、33 年 12 月分の厚生年金保険料は給与から控除されていた。
当時、私は経理担当であったので間違いない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について A 社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人が記憶している同僚(一人)に照会したところ、申立人を覚えているとしているが、申立人の退職時期については覚えていないとしている上、昭和 32 年 5 月 1 日から 33 年 8 月 1 日までに A 社において厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚のうち申立期間にも在籍していた複数の同僚に照会を試みたものの、連絡先が不明であるため、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 404

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和 27 年 5 月から 28 年 3 月まで
② 昭和 29 年 10 月 6 日から 32 年 12 月 10 日まで

申立期間①については、高校を卒業して、外国車を販売する A 社に入社し、勤務していた。近くに B 社があった。社会保険事務所に照会したところ、A 社は厚生年金保険の適用事業所として見当たらぬ旨の回答であり、厚生年金保険加入の事業所かどうかの記憶も無いが、法人の事業所であり、もう一度調べてほしい。

また、C 社（現在は、D 社）には 3 年ぐらい勤めたが、申立期間②について、厚生年金保険に加入していないとの回答であった。専務は E 氏で親戚である。同社を退職後すぐに F 事業所に入った。同事業所は実家である。C 社から健康保険証を受けた時期は記憶に無い。申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①に G 市にあった A 社に勤務していたとしているが、社会保険事務所の記録によると、同社は厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、法務局に照会しても、申立期間①当時の G 市における A 社に係る法人登記の記録は見当たらぬとの回答があり、当時の役員等関係者も不明であるため、申立人の申立期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人は、A 社における当時の同僚等の氏名を記憶しておらず、連絡先も不明であるため、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ること

はできなかつた。

申立人の申立期間②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてD社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかつた。

また、申立人は、申立期間②中の昭和30年9月ごろにH検定試験を受けたと供述しているため、その申請書類の添付書類（実務経験についての事業所の証明書）についてI省J局K支局に照会したもの、当時の書類は残っていないとの回答であり、申立人のD社における勤務実態について確認することはできなかつた。

さらに、申立人が記憶しているD社の上司（二人）及び同僚（一人）並びに申立期間②に同社に在籍していた複数の同僚に照会したところ、このうち一人は申立人を覚えているとしているものの、申立人の勤務時期についての記憶は無いとしており、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかつた。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 405

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 30 年 10 月 1 日から 31 年 1 月 16 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらつた。しかし、私は申立期間①に A 社で工員として勤務し、その後、知人の紹介で転職して、申立期間②に B 社（現在は、C 社）で工員として勤務した。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A 社は平成 14 年 5 月 15 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、登記簿謄本による調査でも当時の役員等関係者の所在が判明しないため、申立人の申立期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人が記憶している A 社の同僚（一人）及び申立期間①に同社に在籍していた複数の同僚のうち、連絡先が分かった一人に照会したもの、申立てに係る事実を確認できる供述を得ることはできなかった。

さらに、申立期間①について、社会保険事務所が保管している A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、同名簿には、申立人が記憶している同僚の氏名も見当たらない。

なお、申立人は、A 社は D 社という事業所名でもあったと供述しているが、社会保険事務所の記録によると、当該名称の事業所は厚生年金保険の適用事

業所として確認できない。

申立期間②について、C社が保管している解雇者記入簿（従業員の入退社日等を記載した書類）によると、申立人について「昭和31年1月2日雇入れ、同月27日解雇」と記載されていることから、申立人が当該期間に同社で勤務していたことは確認できるが、同社に照会したところ、当該期間は試用期間であったため、申立人を厚生年金保険に加入させていなかった旨の回答があった。

また、申立期間②にB社に在籍していた複数の同僚のうち連絡先が分かった一人に照会したものの、当時の同社における厚生年金保険適用に係る取扱い等についての供述等は得られなかった。

さらに、申立期間②について、社会保険事務所が保管しているB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 406

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年 生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から同年 9 月 10 日まで
昭和 34 年 3 月末に高等学校を卒業し、学校の就職あっせんを受け、A 市 B 区 C 町の D 社において電気部品加工の仕事に従事し、同年 9 月 10 日に退職した。退職時に、事務員から再就職時に必要になるからと、ハガキ大の被保険者証を渡されたが、紛失してしまった。

第3 委員会の判断の理由

D 社は昭和 44 年 9 月 14 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、閉鎖登記簿謄本による調査でも当時の代表取締役の所在が判明しないため、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人が記憶している上司は連絡先不明であり、申立期間に D 社に在籍していた同僚（申立人が記憶している同僚 9 人を含む。）のうち連絡先が分かった複数の同僚に照会したもの、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

さらに、申立期間について、社会保険事務所が保管している D 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、申立人が記憶している同僚のうち 3 人の氏名も確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 407

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 40 年 3 月 1 日から 41 年 5 月 9 日まで
申立期間について、A 社に継続して勤務し、厚生年金保険にも加入していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社及び同社の各工場等については、それぞれが設置されている地域において厚生年金保険の適用事業所となっており、同社で勤務している社員については、それぞれ勤務しているところで厚生年金保険被保険者資格を取得している。

申立人は、A 社に籍を置いたまま、各地の工場に出張したとしており、同社の B 工場にも昭和 39 年 10 月ごろから出張したもの、申立期間を通して勤務した覚えは無い旨主張しているが、社会保険事務所が保管している A 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票及び同社 B 工場の同原票によると、申立人は、A 社において、35 年 11 月 5 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、40 年 3 月 1 日に資格喪失した後、41 年 5 月 9 日に同社 B 工場において被保険者資格を取得しており、これら原票の記載内容に不自然な点は見られない。

また、A 社は既に廃業しているため、当時の役員並びに A 社及び同社 B 工場の同僚に照会したところ、役員からは、「申立人が同社で勤務していた記憶はあるが、同社 B 工場に転勤した時期については当時の資料は残っておらず不明である。」旨、複数の同僚からは、「申立人は、申立期間については同社 B 工場で勤務していたと思う。」旨の供述があった。

さらに、社会保険事務所の記録によると、A 社 B 工場が厚生年金保険の適用事業所となった年月日は、昭和 41 年 5 月 9 日であり、申立期間については、

同工場は厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

加えて、A社B工場が厚生年金保険の適用事業所となった昭和41年5月9日に被保険者資格を取得している13人のうち、申立人を除き、同社の別の工場から同社B工場に移った者が7人いるが、全員について厚生年金保険加入期間に未加入期間が生じている上、これら7人のうち連絡先が分かった3人に照会したところ、3人共に同工場では39年ごろから働き始めたとしており、このうち一人から「B工場は厚生年金保険適用の届出が遅かった。」旨の供述があった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 408

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めるることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 5 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 22 年 4 月から同年 10 月まで
② 昭和 22 年 11 月から 23 年 11 月 1 日まで
③ 昭和 24 年 2 月 26 日から同年 3 月 16 日まで
④ 昭和 24 年 11 月 30 日から 26 年 1 月 1 日まで

昭和 62 年と平成 7 年の 2 回にわたり船員保険加入記録の期間照会を行ったが、申立期間の船員保険加入記録は無いという回答を得た。 A 丸というかつお船には高等小学校卒業後 1 年を経てから乗船し、約 7 か月かしきとして働いていた。同船を下船後は B 社 C 丸に船員として乗船し、同船はかつお船であったが冬場はさんま漁もしていた。次に、 D 丸に船員として乗船した。当時の船長は E 氏であった。同船については船員手帳もある。船員保険加入期間が短いため納得がいかないので、申立期間について船員保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険事務所の記録によると、 A 丸は船員保険の適用事業所として確認できない。

また、申立人は当時の A 丸の船舶所有者及び同僚の氏名を覚えておらず、連絡先も不明であるため、申立人の申立期間①に係る勤務実態、船員保険の適用及び船員保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

申立期間②について、社会保険事務所の記録によると、 B 社が船員保険の適用事業所となった年月日は、昭和 23 年 11 月 1 日であり、申立期間②については、同社は船員保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人の申立期間②に係る勤務実態、船員保険の適用及び船員保険

料の控除の状況についてF社（申立期間②当時にB社C丸を所有していたB社の現在の会社名）に照会したところ、当時の書類は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人が記憶している複数の同僚への照会を試みたものの、連絡を取ることができず、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

申立期間③及び④について、申立人が所持している船員手帳により、申立人が申立期間④のうち昭和25年1月14日から同年10月30日までの期間及び同年11月20日から26年1月1日までの期間にD丸に乗船していたことは確認できる。

しかし、D丸は昭和44年10月31日に船員保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の船舶所有者も他界しているため、申立人の申立期間③及び④に係る船員保険の適用及び船員保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人が記憶しているD丸における複数の同僚及び申立期間④に同船において船員保険被保険者資格を取得した複数の同僚（申立期間③に資格取得した者はいない。）に照会したもの、当時の同船に係る船員保険適用に係る具体的な取扱い等についての供述等は得られなかった。

さらに、申立期間③について、社会保険事務所が保管しているD丸の船員保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、記載内容に不合理な点は見られない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 409

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和25年6月から昭和26年4月15日まで

「ねんきん特別便」で確認はがきを出したところ、A社における1か月の厚生年金保険加入期間が見つかった。同社には、中学校を卒業して2か月後に入社し、1年くらい働いていた記憶がある。大きな会社で当時従業員は50人以上いたと思う。給与明細等の証明資料は無く、厚生年金保険被保険者証をいつもらったか、保険料が給料から引かれていたかどうかは覚えていない。当時私を含め中卒者が3人くらいいたのは覚えているが、同僚の名前は一人も覚えていない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてA社に照会したところ、同社の元役員から、「当社は、平成16年9月30日に解散しており、人事記録や経理書類等はすべて廃棄して残っていないため不明である。」と回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることができなかった。

また、申立人は、A社における当時の同僚の氏名を覚えていないため、社会保険事務所が保管している同社の厚生年金保険被保険者名簿により申立期間に在籍していたことが確認できた複数の同僚に照会したところ、いずれも申立人を覚えておらず、当時の同社における厚生年金保険適用に係る取扱い等についての供述も得られなかった。

さらに、申立期間について、社会保険事務所が保管している厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、記載内容に不合理な点は見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 410

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 21 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 45 年 3 月 16 日から同年 5 月 21 日まで

いつも次の会社を決めて退社することが多く、退社時点で決まっていない時は国民年金に加入しており、間違いなく昭和 45 年 3 月から同年 5 月までの間も A 社（現在は、B 社）で働いていた。申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について B 社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人は同僚の氏名を覚えていたため、社会保険事務所における記録から、申立期間に A 社に在籍していた複数の同僚に照会したところ、申立人を覚えているとする同僚も複数いたものの、申立人の勤務時期については記憶が無いとしており、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管している A 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間に厚生年金保険被保険者資格を取得した者はいない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 411

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和43年9月27日から45年12月1日まで
② 昭和46年7月ごろから48年9月18日まで

申立期間①（A社）、②（B社C工場）について厚生年金保険被保険者記録が無いとされている。両事業所の給与明細書等証拠になる書類は引っ越しの際にすべて処分してしまったが、勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は昭和42年8月1日に資格を取得し43年9月27日に資格喪失した後、45年12月1日に再度資格を取得し46年6月26日に資格喪失したとされており、社会保険庁の記録と一致している。

また、申立人のA社における雇用保険加入記録をみても、昭和43年9月26日離職、45年12月1日に再度資格取得となっており、申立期間①に係る加入記録は無い。

さらに、申立人が記憶しているA社の同僚は他界している又は連絡が取れない状況である上、申立期間①に同社に在籍していた同僚並びに同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日が申立人の2回目の取得日及び喪失日と同日である同僚のうち、連絡先が分かった複数の同僚に照会したもの、申立てに係る事実を確認できる供述を得ることはできなかった。

申立期間②について、B社C工場は昭和62年7月11日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、同社の元役員の連絡先が分かったため照会したところ、当該元役員が入社する前に同社C工場は閉鎖されていた

との回答があり、申立人の申立期間②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人が記憶しているB社C工場の同僚（一人）に照会したところ、申立人を覚えているとしているものの、申立人の勤務時期についての記憶は無いとしている。さらに、当該同僚は、当時事務担当者であったとしており、「当初、B社C工場ではパート従業員は厚生年金保険に加入させておらず、社会保険事務所及び同社本社からの指導により、勤務時間に応じてパート従業員を加入させるようになった。申立人はパート従業員であった。」と回答している上、申立期間②に同事業所に在籍していた同僚のうち連絡先が分かった複数の同僚に照会したところ、このうちの1名も、申立人はパート従業員であったと思うと供述している。このことから、仮に申立人が申立期間②にも同事業所で勤務していた場合でも、同事業所では、申立人がパート従業員であったため、申立人の勤務時間等から申立期間②には厚生年金保険に加入させない取扱いを行っていたとも考えられる。

加えて、申立期間②について、社会保険事務所が保管しているB社C工場の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の氏名は無く、記載内容に不合理な点は見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 412

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 25 年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 43 年 3 月 10 日から同年 7 月 1 日まで

昭和 43 年 3 月に高校を卒業し、A 事業所に臨時雇用員として入社し、研修を受けた後、A 事業所 B 局 C 区に整備係へ配属となり勤務した。在籍証明書に記載されているように 43 年 3 月から入社しており、厚生年金保険にも加入していたはずである。申立期間について厚生年金保険期間となるよう申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人が昭和 43 年 3 月 10 日から A 事業所に臨時雇用員として勤務していたことは、申立人が現在勤務している D 社が提出した在籍証明書により、また、申立期間のうち、少なくとも同年 5 月 1 日以降の期間に A 事業所 B 局に勤務していたことは雇用保険加入記録により確認できる。

しかし、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、E 団体に照会したところ、当該期間においては、給与が少なかったこともあり、厚生年金保険料は給与から控除されていなかったと思うとの供述があった。

また、申立人が記憶している同僚のうち連絡先が分かった一人に照会したところ、入社当初の半年ぐらいの期間は臨時雇用員であり、当該期間においては、給与が少なかったこともあります、厚生年金保険料は給与から控除されていなかったと思うとの供述があった。

さらに、申立期間について、社会保険事務所が保管している A 事業所 B 局の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、記載内容に不合理な点は見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 413

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 41 年 3 月 21 日から 42 年 2 月 22 日まで
昭和 41 年 3 月 21 日に前の会社と一緒に退職した A さんと、すぐに B 社（現在は、C 社）に入社した。所持している調理師免許証にも同年 3 月より B 社と記入してある。その当時長女が生まれて半年ほどであったため、健康保険証も使用していたので、厚生年金保険に加入しているはずであり、再度調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、B 社が厚生年金保険の適用事業所となつた年月日は、昭和 42 年 2 月 22 日であり、申立期間については、同社は厚生年金保険の適用事業所に該当していなかつたことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者原票により同僚の資格取得日をみても、申立人が記憶している同僚 3 人を含めすべて昭和 42 年 2 月 22 日以降となっている。

さらに、B 社における申立人の当時の同僚のうち連絡が取れた 4 人（申立人が記憶している同僚を含む。）に照会したところ、一人は、自らの希望により長期間厚生年金保険に加入しておらず、一人は、本人が記憶している入社時期より 2 年ほど後の同社が厚生年金保険の適用事業所になった日に被保険者資格を取得している上、残る二人は、当時の状況について明確な記憶がないとの回答であった。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について C 社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 414

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 11 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 53 年 1 月 11 日まで

A 社には、昭和 36 年 4 月 1 日以前から勤務していたが、年金の支給は 53 年 1 月 1 日以降からの分しか支給されていない。それ以前も加入していたはずなので再調査をお願いしたい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、A 社が厚生年金保険の適用事業所となつた年月日は、昭和 45 年 5 月 1 日であり、申立期間のうち同年 4 月 30 日までの期間については、同事業所は厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について A 社に照会したところ、申立期間について厚生年金保険の適用に係る手続は行っていないとの回答があった上、同社から提出された健康保険・厚生年金保険被保険者一覧表によると、申立人の厚生年金保険の資格取得年月日は昭和 53 年 1 月 11 日と記載されており、これは社会保険事務所の記録と一致している。

さらに、社会保険事務所が保管している A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時の同僚 16 人に照会を試みたものの、このうち 15 人は他界及び連絡先不明のため供述を得ることはできなかつた上、残る一人からは、「申立人は業務請負で勤務していたので、厚生年金保険に加入していたかどうかは不明である。」との回答であった。

加えて、社会保険庁の記録によると、申立人は、申立期間のうち昭和 41 年

4月から52年12月まで国民年金に加入し、このうち49年4月から52年12月までの期間については国民年金保険料を現年度納付している。

このほか、申立人の雇用保険の加入記録から、申立人が、少なくとも申立期間のうち昭和49年5月1日以降A社で勤務していたことは確認できるものの、申立期間について、厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 415

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 41 年 6 月から 43 年 8 月 14 日まで
学校を卒業し、しばらく就職活動をした後、友人の紹介で A 社へ就職した。同社はパートを含め 40 人ぐらいの人が働いていた。同社はゴルフ用の結び目の無い網や漁網を作っていた。平成 20 年に年金の相談に行ったところ、同社に係る記録漏れが見付かった。最初に給料をもらった時に上司に給料の明細を聞き、厚生年金保険料も控除されていることも教えてもらった。厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

上司には B 氏、事務職員には C 氏と年配の D 氏があり、同僚には E 氏と F 氏がいた。

第3 委員会の判断の理由

申立人の上司及び同僚の供述から、申立人が申立期間に A 社で勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社は平成 15 年 10 月 7 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、登記簿謄本による調査でも当時の役員等関係者の所在が判明しないため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、申立人が記憶している同僚のうち連絡先が分かった複数の同僚に照会したところ、このうち一人は「私は A 社の事務職員であった。同社では、申合せで入社から 3 か月間から半年間は、試用期間として従業員を厚生年金保険に加入させていなかった。申立人が入社した当時はストライキがよく行われており、会社としても仕事をしない者の分まで厚生年金保険料を納付するのはばからしいということもあって、加入させていなかったと思う。また、

従業員の中には、給料が減るのを嫌がって加入しない人もいた。」との回答があった。

さらに、申立期間について、社会保険事務所が保管しているA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 416

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 大正 14 年 生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 20 年 10 月 1 日から 21 年 1 月 1 日まで

昭和 16 年に女学校を卒業し、A 社 B 工場(現在は、C 社 D 事業所)へ就職した。仕事は事務関係で会計担当であった。19 年 10 月 1 日から 25 年 4 月 1 日まで継続して勤務していたにもかかわらず、20 年 10 月 1 日から 21 年 1 月 1 日までの 3 か月間の厚生年金保険加入記録が抜けていると教えられた。一緒に働いていた方からは記録は途切れていなかつたという話を聞いたことがある。継続して勤務していたのに空白があるのはおかしいので、申立期間について厚生年金保険被保険者と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について C 社 D 事業所に照会したところ、当時の社会保険等に係る資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかつた。

また、申立期間前後に A 社 B 工場に在籍していた同僚のうち、連絡を取ることができた一人に照会したところ、「A 社 B 工場は、終戦間近になって焼夷弾の嵐に見舞われ、終戦後は工場は無くなつておらず、昭和 20 年度にいったん閉鎖している。そのため、そのころに従業員全員が解雇されているはずである。」との回答があつた。さらに、社会保険事務所が保管している同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和 20 年 11 月 1 日までに同事業所の従業員全員が資格を喪失しており、21 年 1 月 1 日に同事業所が再度厚生年金保険の適用事業所となり、申立人を含む 156 人が同日に資格取得していることから、申立人は、同事業所の閉鎖により、申立期間には同事業所に勤務しておらず、同年 1 月ごろに同事業所が再び操業を開始してから

再度勤務し始めたとも考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。